

【令和7年度建築確認実践研修】質疑について

※講義内容に関する内容でない場合など、全てのご質問には回答しておりません

令和8年1月27日現在

質問No.	講習会コース	講義	質問	回答
1	意匠・設備コース	建築設備の審査 【資料】 「建築設備の確認申請図書審査確認事項（参考）」	P9 再下段 浄化槽法第31条第2項に係る認定書→建築基準法の誤記ではないでしょうか。	お見込みの通り、P9 再下段の浄化槽法第31条第2項に係る認定書は誤記でありますので、「建築基準法第31条第2項に関する認定書」と訂正いたします。
2	構造コース	木造の構造審査 【資料】01 木造の構造審査	<ul style="list-style-type: none"> ・資料01（スライド）P21 基礎の仕様規定について、立上り部分の上部については主筋と補強筋の緊結の旨の説明がありましたが、立上り部分の下部の底盤については同様のフック又は全強溶接は不要なのでしょうか。 ・資料01（スライド）P50 N値計算法（金物の選定）の表について、N値から必要耐力KNを算出する際、5.3を乗じた値の切り上げと理解していますが、0.65Nの場合の必要耐力は3.445となり、表の3.4を超えます。問題ないでしょうか。※表中1.0Nも同様です 	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド内の図に示しているのは、記載のとおり布基礎とべた基礎である。平12告1347号第3項第五号イ及び第4項第一号より、立上り部分の他に下部の底盤部についても緊結を求められている。また、2025年版建築物の構造関係技術基準解説書のQAには、「緊結の具体的な構造方法については、使用実績や基礎に作用する荷重の実況、建築物の沈下に対する要求性能等に基づき、設計者が可否を判断してください。評価機関による性能証明等も活用可能と考えられます。」と記載があります。 ・今回の講義で参照している文献についてですが、例を挙げると木造軸組構法住宅の構造計画（令和7年4月施行対応版）では、2025年版建築物の構造関係技術基準解説書を参照している旨の記載があり、今回はその解説書内で明記されている表を準用し説明をしております。この表に従った検討をすることに関しては、問題ないと考えられます。